



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 8 1 1 号 令和 7 年 3 月 2 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 8	建築士法施行細則の一部を改正する規則	住宅課 建築指導室
2 9	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	同
3 0	宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	同
3 1	徳島県会計規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県職員研修規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● **建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十八号）**

一 二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項から、生年月日及び性別を除くこととした。

二 免許申請書の様式について、建築士法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、二については、同年六月一日から施行することとした。

● **建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十九号）**

一 建築基準法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（規則第三十号）**

一 営業保証金の取戻しに係る届出の様式について、官報の発行の方法等が定められたことに伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）**

一 定例的に支払をする経費のうち資金前渡担任者が口座振替の方法により支払を行うものに係る資金前渡をする資金の限度額を改めることとした。

二 一の経費に係る資金前渡の精算等の手続を定めることとした。

三 物品出納簿の記載を省略することができるものについて、官報の発行の方法が定められたことに伴う所要の整理を行うこととした。

四 公の施設の利用につき徴収する使用料について、口頭、掲示その他の方法により納入の通知をすることができることとした。

五 授業料を直接収納したときは、領収証書を交付することとした。

六 その他所要の整備を行うこととした。

七 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第二十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十五年徳島県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、生年月日及び性別」を削る。

様式第一号中「~~姓~~は、」を「~~姓~~は、」に、「、※~~職~~」を「、※~~職~~」に、「、□」を「、□」に、「~~欄~~は、」を「~~欄~~は、」に、「~~私は、~~」を「~~私は、~~」に、「、~~本職~~」を「、~~本職~~」に、「~~添え、~~」を「~~添え、~~」に、「、かつ、」を「、かつ、」に、「、~~職~~」を「、~~職~~」に、「~~禁~~」を「~~禁~~」に、「、その」を「、その」に、「、~~又~~は」を「、~~又~~は」に、「、~~二級建築士~~」を「、~~二級建築士~~」に、「、~~世~~断」を「、~~世~~断」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

徳島県規則第二十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十七年徳島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第二号中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中「同条第3項」を「同条第3項」に、「該当する」を「該当する」に、「掲載されている官報」を「掲載されている官報の当該公告に係る電磁的官報記録に係る情報を複写したファイル（官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）第5条第5項後段の措置がとられている方法により複写されたものに限る。）若しくは当該ファイルを印刷したもの又は電磁的官報記録を記載した書面（同法第10条に規定する電磁的官報記録を記載した書面をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十一号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
第十六条第四項中「の各号」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百二十五条の規定により公の施設の利用につき徴収する使用料

第十六条の四の見出しを「（出納機関の確認）」に改め、同条中「審査しなければ」を「確認しなければ」に改める。

第十七条第三項中「その他次の各号に掲げる歳入」を「並びに県税及びこれに伴う県税外諸収入（総合県民局又は徳島県東部県税局の窓口において収納するものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「前項第一号に掲げる歳入を収納したときは納入通知書の領収欄に領収印（別表第五）を押し、同項第二号に掲げる歳入を収納したときは」を「前項の規定により県税又はこれに伴う県税外諸収入を直接収納したときは、」に、「それぞれ当該歳入」を「当該県税又はこれに伴う県税外諸収入」に改める。

第十八条の四第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第二十四条第三項中「それぞれ繰り越した日後十五日以内に」を削る。

第二十七条の三第一項の表第二号中「及び第四号」を「から第五号まで」に、「次長（」を「副本部長又は次長（」に改める。

第二十七条の六中「区分」を「経費の区分」に改め、同条第三号を次のように改める。
三 定例的経費（次号に掲げるものを除く。） 一箇月分の所要予定金額（支払期日が定まっている経費にあつては、当該支払期日ごとの所要予定金額）

第二十七条の六中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 定例的経費（次条第一項の規定により預金口座を設けている資金前渡担任者が口座振替の方法により支払をするものに限る。） 六箇月分（第二十七条第十四号に掲げる経費にあつては、十二箇月分）の所要予定金額
第二十七条の九の見出しを「（資金前渡金の整理等）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 定例的経費（第二十七条の六第四号に掲げるものであつて、当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間が一箇月を超えるものに限る。）の資金前渡担任者は、口座振替の方法により支払をした日から十日以内に、当該支払をした日現在における資金前渡金の出納の状況を明らかにした書類及び第二十七条の七第一項の規定による預金の通帳の写しを支出命令権者に提出しなければならない。

第四十四条第一項中「以内に」の下に「精算をし」を加え、「」を支出命令権者」を「」に關係書類を添えて、支出命令権者」に改め、同条第二項中「ついては」を「あつては

「に、「あつては、三箇月」を「あつては三箇月、定例的経費（第二十七条の六第四号に掲げるものであつて、当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間が一箇月を超えるものに限る。）に係る資金にあつては当該経費に係る所要予定金額の算定の基礎とした期間に相当する期間」に、「精算調書を」「精算をし、精算調書に係る書類を添えて、」に改め、同条第三項中「以内に」の下に「精算をし」を加え、「を支出命令権者」を「に係る書類を添えて、支出命令権者」に改め、同条第六項中「の各号」を削り、「経費に」「経費のうち交付を受けた資金と当該資金に係る精算調書の精算額とが同額であるものに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他知事が定める経費

第四十七条の三の見出しを「（歳入徴収権者等が備えるべき帳簿等）」に改め、同条中「を備え」を「その他必要な書類を備え」に改める。

第九十一条第二項第三号を次のように改める。

三 新聞、雑誌、パンフレットその他これらに類するもの

別表第五を次のように改める。

別表第五 削除

別表第八その一の表12の項中「契約書の作成を省略するもの、」を削り、同その一の表20の項を次のように改める。

20 貸付金	契約を締結するとき。	契約金額	申請書等及び契約書又は確約書	
--------	------------	------	----------------	--

様式目次中 「その二 授業料納入通知書」を「その二 納入通知書（払込書）」に改める。

様式第十号中その二を削り、その三をその二とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県職員研修規程の一部を改正する訓令

徳島県職員研修規程（平成七年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「階層別に」を「採用、昇任、昇格等に基づく職員の階層別に又は職員の選択に基づいて」に改め、「とし、その種別及び対象者は次のとおり」を削り、同条各号を削る。

第九条中「ただし、特別研修については」を「この場合において、必要と認めるときは」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。